

# 呉竹同窓会会則の改定（案）

（平成 14 年 4 月 1 日改正）

（平成 26 年 4 月 1 日改正）

（令和 6 年 4 月 1 日改正）

## 第一章 名 称

第 1 条 本会は呉竹（くれたけ）同窓会と称する

## 第二章 目 的

第 2 条 本会は会員相互の親睦と修養向上を図り、併せ母校事業の発展を助けて社会公共の為に  
尽くすことを目的とする

## 第三章 会 員

第 3 条 1. 正会員

- ・大阪女子商業学校卒業者(専修科修了者を含む)
- ・大阪女子商業高等学校卒業者（朝陽高等学校を含む）
- ・同付属中学校卒業者（朝陽中学校を含む）
- ・大阪女子高等学校卒業者
- ・あべの翔学高等学校卒業者
- ・母校中途退学者で会員の推薦により会長の承認を得たもの

2. 特別会員

現教職員

3. 賛助会員

旧教職員

## 第四章 事 業

第 4 条 本会は次の事業を行う

1. ホームページの運営および会員名簿の管理
2. 定期総会（6 月）および臨時総会の開催
3. その他本会の目的達成に必要な事項

## 第五章 役 員

第 5 条 本会は会の運営のために次の役員をおく 但し、定期総会における承認を受ける

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 総務 若干名
4. 会計 2 名
5. 同窓会委員 若干名
6. 期代表 2 名
7. 監査 2 名

第 6 条 役員任期は 3 カ年とする 但し、再任することができる

## 第六章 会 務

第 8 条 本会の事務所をあべの翔学高等学校内におく

第 9 条 役員の仕事

1. 会 長 本会を代表して会務を総理する
2. 副 会 長 会長を補佐し会長不在の時そのだいをする
3. 総 務 本会の仕事を分担の上処理する
4. 会 計 本会の仕事を分担の上会計処理する
5. 同窓会委員 本会各般の仕事を処理し企画進行を図り期代表の補佐をする
6. 期 代 表 同期会の中心となり親睦を図るとともに同窓委員会の総意をまとめる
7. 監 査 総務ならびに会計を監査する

第 10 条 同窓会委員を以て役員会を組織し適宜、会長はこれを召集して次の事項を審議する

1. 予算・決算に関する事項
2. 総会の開催
3. 予算外の支出に関する事項
4. 会則改正に関する事項
5. その他本会に関する重要事項

第 11 条 役員は毎年定期総会で会計・会務ならびにその他の会務の重要なものの報告をする

## 第七章 会 計

第 12 条 正会員は入会時(卒業時)に終身会費として 10,000 円を納入するものとする

第 13 条 本会は基本金を積み立てる

基本金の処分に関しては同窓会委員会で決議し会長の承認を得て決定する

第 14 条 本会は会員または会員以外より金品の寄贈を受けることができる

第 15 条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする

## 第八章 附 則

第 16 条 本会則の運用上必要な細則は別にこれを定める

第 17 条 本会則は令和 6 年 4 月 1 日より実施する

第 18 条 本会則の変更は総会出席の会員の 3 分の 2 以上の同意を要する